ＩＣカード乗車券取扱規則

制　　定　2007．3.18　京急広示第 503号
一部改正　2025．4．1　京急広示第 605号

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は，京浜急行電鉄株式会社（以下「当社」という。）におけるＩＣカード乗車券による旅客の運送等について，その使用条件を定め，もって旅客の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　当社において旅客の運送等を行うＩＣカード乗車券は，この規則の定めるところによる。

２　前項の規定にかかわらず，一体型ＰＡＳＭＯについては次の各号に定める取扱いは行わない。

(1) 第 11 条（発売），ただし旅客が所持する一体型ＰＡＳＭＯに定期乗車券または企画乗車券情報の機能付加の申し出があった場合は，第 11 条第２項および第３項に定める手続きに則り当該ＰＡＳＭＯに定期乗車券または企画乗車券の機能を付加するものとする。

(2) 第 18 条第２項（再印字），ただし前号により付加された乗車券に関する再印字を請求された場合は取り扱う。

３　当社がこの規則を変更する場合，旅客に対して事前にホームページ等において通知を行い，規則変更後においても，第４条に規定する契約の成立をもって，旅客が変更内容に合意したものとする。

４　この規則が改定された場合，以後のＩＣカード乗車券による旅客の運送等については，改定された規則の定めるところによる。

５　この規則に定めのない事項については，法令，当社の旅客営業規則および㈱パスモが定めるＰＡＳＭＯ取扱規則等の定めるところによる。

（用語の意義）

第３条　この規則における主な用語の意義は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「ＩＣカード乗車券」とは，㈱パスモが発行するＰＡＳＭＯを媒体とする乗車券等をいう。

(2) 「ＩＣ取扱事業者」とは，ＰＡＳＭＯ取扱規則に規定するＰＡＳＭＯ取扱事業者をいう。

(3) 「ＩＣ鉄道事業者」とは，前号に規定するＩＣ取扱事業者のうち鉄道事業者をいう。

(4) 「ＳＦ」とは，もっぱら旅客運賃の支払いや乗車券類との引き換えに充当する，ＩＣカード乗車券に記録された金銭的価値をいう。

(5) 「ＩＣＳＦ乗車券」とは，ＳＦにより旅客の運送等に供するＩＣカード乗車券をいう。

(6) 「無記名ＰＡＳＭＯ」とは，券面に使用者の記名を行わない，持参人１名の使用に供するＩＣカード乗車券をいう。

(7) 「記名ＰＡＳＭＯ」とは，券面に使用者の記名を行い，かつＰＡＳＭＯに使用者の氏名を記録した，記名人本人の使用に供するＩＣカード乗車券をいう。

(8) 「一体型ＰＡＳＭＯ」とは，㈱パスモが，同事業者以外の者（以下「提携先」という。）と提携し，提携先のサービス機能と一体となった媒体で発行する記名ＰＡＳＭＯをいう。

(9) 「大人用ＰＡＳＭＯ」とは，大人の使用に供するＰＡＳＭＯをいう。

(10) 「小児用ＰＡＳＭＯ」とは，小児の使用に供するものであって券面に小児の表示を行った記名ＰＡＳＭＯをいう。

(11) 「ＩＣ定期乗車券」とは，ＩＣ鉄道事業者の定期乗車券の機能を記名ＰＡＳＭＯに付加したＩＣカード乗車券をいう。

(12) 「ＩＣ企画乗車券」とは，ＩＣ鉄道事業者が旅客営業規則等に定める旅客運賃の割引を行う乗車券（以下「企画乗車券」という。）の機能をＰＡＳＭＯに付加したＩＣカード乗車券をいう。

(13) 「チャージ」とは，ＩＣカード乗車券に入金することをいう。

(14) 「デポジット」とは，返却することを条件に，㈱パスモが収受するＰＡＳＭＯの使用権の代価をいう。

(15) 「改札機等」とは，ＩＣカード乗車券の改札を行う機器をいう。

(16) 「精算機等」とは，ＩＣカード乗車券の精算およびチャージを行う機器をいう。

(17) 「最低運賃相当額」とは，第６条第２項に規定する普通旅客運賃で，当該乗車駅から隣接駅までの区間に対して適用される最も低額な運賃に相当する額をいう。

(18) 「乗継駅」とは，乗継割引適用区間で，一旦改札を出て他の鉄道事業者線へ乗り換える駅をいう。

(19) 各鉄道会社については次のとおりとする。

イ　「ＪＲ東日本」とは，東日本旅客鉄道㈱をいう。

ロ　「都営」とは，東京都地下高速電車をいう。

ハ　「東急」とは，東急電鉄㈱をいう。

ニ　「相鉄」とは，相模鉄道㈱をいう。

ホ　「京成」とは，京成電鉄㈱をいう。

ヘ　「北総」とは，北総鉄道㈱をいう。

ト　「横浜高速」とは，横浜高速鉄道㈱をいう。

（契約の成立および適用規定）

第４条　ＩＣカード乗車券による旅客運送の契約は，駅において乗車の際に改札機等による改札を受けたときに旅客と当社の間において成立する。

２　前項の規定にかかわらず，ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券による旅客運送の契約は，その定期乗車券または企画乗車券を発売したときに成立する。

３　前各項の規定によって契約の成立したとき以降における取扱いは，別段の定めをしない限り，その契約の成立したときの定めによるものとする。

（使用方法および制限事項）

第５条　ＩＣカード乗車券を使用して乗車するときは，改札機等による改札を受けて入場し，同一のＩＣカード乗車券により改札機等による改札を受けて，出場しなければならない。

２　出場時にＳＦ残額が減額する運賃相当額に満たないときは，精算機等において不足額を支払い，出場するものとする。

３　ＩＣカード乗車券のＳＦを使用して定期乗車券，別のＰＡＳＭＯおよび当社が別に定める乗車券等との引き換えはできない。

４　入場時に使用したＩＣカード乗車券を出場時に使用しなかった場合は，当該ＩＣカード乗車券で再び入場することはできない。

５　次の各号のいずれかに該当するときは，ＩＣカード乗車券は直接改札機等で使用できないことがある。

(1) 入場時にＳＦ残額が当該駅の最低運賃相当額に満たないとき。

(2) 旅客が，出場時に改札機等で旅客運賃の減額ができない経路を乗車したとき。

(3) ＩＣカード乗車券の破損，改札機等の故障または停電等により改札機等によるＩＣカード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき。

(4) 記名ＰＡＳＭＯまたは当社が別に定める無記名ＰＡＳＭＯにおいては改札機等での入場，出場，ＳＦの使用，定期乗車券の使用，企画乗車券の使用またはＳＦのチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として，㈱パスモが別に定める期間内にこれらの取扱いが行われなかったとき。

(5) 一体型ＰＡＳＭＯにおいては提携先の都合により，当該ＰＡＳＭＯが使用できない状態となったとき，または有効期限が終了したとき。

６　ＩＣカード乗車券を使用して，乗車以外の目的で駅に入出場することはできない。

７　ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券の券面表示区間内の駅を発駅もしくは着駅とする他の乗車券と併用することができる。この場合は，第１項に規定する使用方法と同様の取扱いを受けたこととみなす。

８　記名ＰＡＳＭＯは，当該記名ＰＡＳＭＯに記録された記名人本人以外が使用することはできない。

９　小児用ＰＡＳＭＯは，有効期限終了後は使用することができない。

10　偽造，変造または不正に作成されたＩＣカード乗車券，ＳＦ，定期乗車券または企画乗車券の機能を使用することはできない。

（運賃）

第６条　この規則における普通旅客運賃は，第５条第１項の定めにより乗車した場合に適用する運賃をいう。

２　前項に定める普通旅客運賃のうち，大人片道普通旅客運賃は，旅客の乗車する発着区間のキロ程により，次によって区分した１円単位運賃とする。

１キロメートルから３キロメートルまで	150 円
４キロメートルから６キロメートルまで	180 円

７キロメートルから 10 キロメートルまで	228 円
11 キロメートルから 15 キロメートルまで	277 円
16 キロメートルから 20 キロメートルまで	313 円
21 キロメートルから 25 キロメートルまで	347 円
26 キロメートルから 30 キロメートルまで	403 円
31 キロメートルから 35 キロメートルまで	455 円
36 キロメートルから 40 キロメートルまで	510 円
41 キロメートルから 45 キロメートルまで	566 円
46 キロメートルから 50 キロメートルまで	620 円
51 キロメートルから 55 キロメートルまで	667 円
56 キロメートルから 60 キロメートルまで	710 円
61 キロメートルから 65 キロメートルまで	740 円
66 キロメートルから 67 キロメートルまで	740 円

３　前項の規定にかかわらず次の区間は特定の運賃とする。

品川から六郷土手・京急川崎間	240 円
北品川・新馬場から京急川崎間	240 円
京急川崎から横浜間	240 円
品川から京急東神奈川・横浜間	313 円
北品川・新馬場から神奈川・横浜間	313 円

４　旅客が第５条第１項に定める使用方法によらず乗車した場合であっても，当社が特に認めた場合は，第２項および第３項に定める普通旅客運賃を適用することがある。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，旅客営業規則に定める普通旅客運賃を適用する。

(1) 第５条第７項の規定により他の乗車券を併用した場合で，旅客営業規則に定める乗車券で旅行を開始した場合

(2) 第５条第７項の規定により他の乗車券を併用した場合で，併用した乗車券について旅客営業規則に定める区間変更の取扱いを行った場合

（小児片道普通旅客運賃）

第６条の２　小児片道普通旅客運賃は，旅客の乗車する発着区間のキロ程にかかわらず 75 円とする。

（加算普通旅客運賃）

第６条の３　大人加算普通旅客運賃の適用区間および運賃額は次のとおりとする。

天空橋から羽田空港第３ターミナル・羽田空港第１・第２ターミナル間	50 円

２　前項の規定にかかわらず，次に定める区間の大人普通旅客運賃は次のとおりとする。

天空橋から羽田空港第１・第２ターミナル間	180 円
羽田空港第３ターミナルから天空橋・羽田空港第１・第２ターミナル間	150 円

３　小児加算普通旅客運賃の適用区間および運賃額は次のとおりとする。

天空橋から羽田空港第３ターミナル・羽田空港第１・第２ターミナル間　　25 円

（乗継割引片道普通旅客運賃）

第６条の４　乗継割引片道普通旅客運賃は，次に定める特定の区間を発着とする場合に適用する。

当社線区間	接続駅	他社線区間
品川～新馬場間の各駅	泉岳寺	都営線：　大門・三田・高輪台・　五反田 芝公園・白金高輪　の各駅
泉岳寺および北品川～鮫洲間の各駅	品川	ＪＲ東日本線：　高輪ゲートウェイ・田町・ 大崎・五反田・大井町の各駅
六郷土手・京急川崎・港町および 鶴見市場～花月総持寺間の各駅	八丁畷	ＪＲ東日本線：　矢向・川崎・尻手および 川崎新町～浜川崎間の各駅
子安～神奈川間および戸部・ 日ノ出町の各駅	横浜	ＪＲ東日本線：　東神奈川・桜木町・関内 保土ヶ谷の各駅 東急線：　白楽～反町間の各駅 相鉄線：　平沼橋～天王町間の各駅 横浜高速線：　新高島～馬車道間の各駅

(1) 大人片道割引普通旅客運賃

イ　当社線と泉岳寺接続都営線，横浜接続東急線・相鉄線・横浜高速線と八丁畷接続のＪＲ東日本線との乗継ぎの場合

当社線の大人片道普通旅客運賃から 10 円を差し引いた額と他社線の大人片道普通旅客運賃から 10 円を差し引いた額を併算した額とする。

ロ　当社線と品川接続・横浜接続のＪＲ東日本線との乗継ぎの場合

当社線の大人片道普通旅客運賃から 10 円を差し引いた額と他社線の大人片道普通旅客運賃を併算した額とする。

(2) 小児片道割引普通旅客運賃

イ　当社線と泉岳寺接続都営線，横浜接続東急線・相鉄線・横浜高速線と八丁畷接続のＪＲ東日本線との乗継ぎの場合

当社線の小児片道普通旅客運賃から５円を差し引いた額と他社線の小児片道普通旅客運賃から５円を差し引いた額を併算した額とする。

ロ　当社線と品川接続・横浜接続のＪＲ東日本線との乗継ぎの場合

当社線の小児片道普通旅客運賃から 10 円を差し引いた額と他社線の小児片道普通旅客運賃を併算した額とする。

（個人情報の取扱い）

第７条　記名ＰＡＳＭＯにかかわる個人情報の取扱いは，ＰＡＳＭＯ取扱規則の定めるところによる。

（旅客の同意）

第８条　旅客は，この規則およびこれに基づいて定められた規定を承認し，かつこれに同意したものとする。

（取扱区間）

第９条　当社におけるＩＣカード乗車券の取扱区間は，全線とする。

（制限または停止）

第 10 条　旅客の運送の円滑な遂行を確保するため，当社が必要であると認めたときは，次に掲げる制限または停止をすることがある。

(1) 発売または再発行等の箇所・枚数・時間・方法の制限もしくは停止

(2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法または乗車する列車の制限

２　前項に基づくサービスの制限または停止に対し，当社はその責めを負わない。

第２章　発売

（発売）

第 11 条　ＰＡＳＭＯはＰＡＳＭＯ取扱規則の定めにより駅等で発売する。ただし，記名ＰＡＳＭＯの購入を希望する旅客がＩＣカード乗車券を処理する機器により，購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は，購入申込書の提出を省略し発売することができる。

２　旅客がＰＡＳＭＯに定期乗車券の購入を申し込む場合は，購入申込書に必要事項を記入して提出し，旅客営業規則に定める定期乗車券をＰＡＳＭＯへ発売する。ただし，定期乗車券の購入を希望する旅客がＩＣカード乗車券を処理する機器により，購入申込書に記載すべき事項を入力した場合は，購入申込書の提出を省略し発売することができる。

３　旅客がＰＡＳＭＯに企画乗車券の購入を希望する場合は，当社が特に認める企画乗車券をＰＡＳＭＯへ発売する。

４　第２項および第３項の規定により発売する場合，大人の使用に供するものは大人用ＰＡＳＭＯに，小児の使用に供するものは小児用ＰＡＳＭＯにその機能を付加する。なお，第２項により発売する定期乗車券の機能を無記名ＰＡＳＭＯに付加するときは，当該無記名ＰＡＳＭＯを記名ＰＡＳＭＯに変更する場合に限り取り扱う。

５　第１項，第２項および第４項の規定にかかわらず，実習用通学定期乗車券の発売はしない。

（チャージ）

第 12 条　ＩＣカード乗車券は，ＰＡＳＭＯ取扱規則の定めによりＩＣカード乗車券を処理する機器によりチャージすることができる。

２　ＩＣＳＦ乗車券を使用して乗車し，出場時にＳＦ残額が減額する運賃相当額に満たない場合およびＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券を使用して乗車し出場時に精算が生じ，かつＳＦ残額

が減額する運賃相当額に満たない場合は，その不足額を精算機等によりチャージすることができる。

３　前項の場合，その不足額に 10 円未満の端数があるときは，これを 10 円単位に切り上げた額とする。

（ＳＦ残額の確認）

第 13 条　ＩＣカード乗車券のＳＦ残額は，ＩＣカード乗車券を処理する機器により確認することができる。

２　ＩＣＳＦカード乗車券のＳＦ残額履歴の表示または印字はＰＡＳＭＯ取扱規則の定めにより，ＩＣカード乗車券の処理を行う機器により行うことができる。

３　前各項の規定にかかわらず，次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできないものとする。

(1) 出場処理がされていないＳＦ残額履歴

(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのＳＦ残額履歴

(3) 第 22 条または第 23 条の規定によりＰＡＳＭＯを再発行したときの再発行前のＳＦ残額履歴

(4) 第 24 条の規定によりＰＡＳＭＯを交換したときの交換前のＳＦ残額履歴

４　当社においては，ＰＡＳＭＯ取扱規則の定めにかかわらず，前各項に定めるＳＦ残額およびＳＦ残額履歴のほか，最近のＳＦ残額履歴から 100 件までさかのぼって確認することができる。また，この場合には，第 22 条または第 23 条の規定によりＰＡＳＭＯを再発行したときの再発行前のＳＦ残額履歴および第 24 条の規定によりＰＡＳＭＯを交換したときの交換前のＳＦ残額履歴も確認することができる。ただし，次の各号に定める場合は表示または印字による確認はできない。

(1) 出場処理がされていないＳＦ残額履歴

(2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのＳＦ残額履歴

(3) 26 週間を経過したＳＦ残額履歴

(4) 第 22 条または第 23 条の規定によりカードを再発行した当日における再発行前のＳＦ残額履歴

(5) 第 24 条の規定によりＰＡＳＭＯを交換した当日における交換前のＳＦ残額履歴

第３章　運賃

（ＩＣＳＦ乗車券における運賃の減額）

第 14 条　旅客がＩＣＳＦ乗車券を使用して乗車する場合，出場時に当該乗車区間に対する大人片道普通旅客運賃をＳＦ残額から減額する。ただし，小児用ＰＡＳＭＯにあっては，小児片道普通旅客運賃を減額する。

２　当社の駅発着となる場合で，当該発着区間内に他のＩＣ鉄道事業者を含む場合であっても，特に認めた場合を除き，全線当社を使用したものとみなして，片道普通旅客運賃を収受する。

（ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券における運賃の減額）

第14条の２　旅客がＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券を使用して入場した後，任意の駅まで乗車し，出場する場合の取扱いは次の各号の定めるとおりとする。

(1) 有効期間内で券面表示区間内から入場した後，券面表示区間外の任意の駅まで乗車し出場する場合は，別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。

(2) 有効期間内で券面表示区間外から入場した後，券面表示区間内の任意の駅まで乗車し出場する場合は，別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を減額する。

(3) 有効期間内で券面表示区間外の駅相互間を乗車する場合は，別途乗車となる区間の片道普通旅客運賃相当額を合算した額，または片道普通旅客運賃を減額する。

(4) 券面表示の有効期間の開始日前または有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は，片道普通旅客運賃を減額する。

（当社を含むＩＣ鉄道事業者相互間を乗車する場合の運賃の減額）

第15条　旅客がＩＣＳＦ乗車券を使用して入場した後，各ＩＣ鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車する場合，出場時に減額する旅客運賃は，実際に乗車した経路に基づき，各ＩＣ鉄道事業者で定める大人片道普通旅客運賃の計算方による運賃の合算額とする。また，小児用ＰＡＳＭＯのＳＦから減額する旅客運賃にあっては，各ＩＣ鉄道事業者で定める小児片道普通旅客運賃の合算額とする。

２　旅客がＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券を使用して入場した後，各ＩＣ鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車し，出場する場合の取扱いは前条の規定を準用する。

３　前各項の規定にかかわらず，改札機等での旅客運賃の減額は，入場した駅から４社局以内の各ＩＣ鉄道事業者の定める取扱区間内を連続して乗車した場合に限る。ただし，５社局以上を連続して乗車した場合であっても，４社局以内を連続して乗車できる経路がある場合には，４社局以内を連続して乗車したものとみなして運賃を減額する。

４　前各項の規定にかかわらず，乗車経路が特定できない場合は，実際に乗車した経路と異なる経路を乗車したものとみなして運賃を減額することがある。

５　ＩＣ鉄道事業者が規定する旅客運賃に割引を適用する区間を乗車する場合は，出場時に当該区間の片道普通旅客運賃相当額から割引額を減じた額を減額する。ただし，同一ＩＣ鉄道事業者の割引適用区間が重複する場合にあっては，次の各号に定めるとおりとする。

(1) 割引額が異なる場合には，旅客運賃が低廉となる割引を適用する。

(2) 割引額が同一の場合には，乗車経路において最初に発生する割引を適用する。

６　旅客は２以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても，旅客運賃の割引を重複して請求することができない。

（障害者割引）

第16条　当社が別に定める身体障害者旅客運賃割引規程，知的障害者旅客運賃割引規程および精神障害者旅客運賃割引規程により，割引を受けようとする旅客がＩＣカード乗車券による乗車の意思を表示したときは，当社線内を利用する場合に限り，ＩＣＳＦ乗車券による乗車では当該区

間の片道普通旅客運賃，ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券による乗車では第14条の２の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額，または片道普通旅客運賃からそれぞれ５割引した額を減額する。

２　前項の規定にかかわらず，当社を含むＩＣ鉄道事業者相互間を乗車した場合は，次の各号に定めるとおりとする。

(1) 前条第１項から第５項の規定により算出する片道普通旅客運賃相当額，または片道普通旅客運賃からそれぞれ５割引した額を減額する。

(2) 旅客は２以上の旅客運賃が適用される場合であっても，旅客運賃の割引を重複して請求することができない。ただし，第１項に定める割引と前条第５項に規定する割引との重複についてはこの限りでない。

３　前各項の取扱いは，第５条第１項の規定にかかわらず，改札機等による改札を受けて入場し，出場時に係員に身体障害者手帳，療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（ただし，写真が表示されているものに限る。）を呈示するものとする。

（障害者割引運賃の端数処理）

第16条の２　前条第１項の規定により割引の運賃を減額する場合，１円未満の端数があるときは，１円未満の端数を切り捨てた額とする。

第４章　効力

（効力）

第17条　ＩＣカード乗車券取扱区間内において，ＩＣＳＦ乗車券を使用して乗車する場合，次の各号に定めるとおりとする。

(1) 当該乗車区間において，片道１回の乗車に限り有効なものとする。この場合，ＩＣＳＦ乗車券１枚をもって１人が使用することができる。なお，無記名ＰＡＳＭＯから大人片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合には，小児１人が使用することができる。

(2) 入場後は，当日限り有効とする。

(3) 途中下車の取扱いはしない。

(4) 乗継駅では，ＳＦ残額が発駅からの片道普通旅客運賃に満たない場合，当該乗継駅での出場ができない。

(5) 乗継駅では，出場から再入場までの時間が60分を超えた場合，乗り継ぎの取扱いをしない。

２　ＰＡＳＭＯに発売された定期乗車券および企画乗車券については，当社の旅客営業規則等の定めるところによる。ただし，ＳＦをチャージしたＩＣ定期乗車券およびＩＣ企画乗車券の券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降において乗車する場合は，前項を適用する。

（再印字）

第 18 条　ＩＣカード乗車券は，その券面に表示すべき事項（以下「券面表示事項」という。）が不明となったときは，使用してはならない。

２　前項の場合，ＰＡＳＭＯ取扱規則または当社の旅客営業規則等の定めるところにより，速やかに当該ＰＡＳＭＯを当社に差し出して，券面表示事項の再印字を請求しなければならない。

（記名ＰＡＳＭＯの個人情報変更）

第 19 条　改氏名等により，記名ＰＡＳＭＯを所持する旅客の個人情報と記名ＰＡＳＭＯに記録された個人情報に相違が生じた場合，当該記名ＰＡＳＭＯを使用してはならない。

２　前項の場合，旅客は速やかに当社が定める申込書および当該記名ＰＡＳＭＯを当社に差し出して，個人情報変更の請求をしなければならない。この場合の取扱いはＰＡＳＭＯ取扱規則の定めによる。

（無効となる場合）

第 20 条　ＩＣカード乗車券は，次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。この場合，無効となったＩＣカード乗車券の取扱いはＰＡＳＭＯ取扱規則の定めによる。

(1) 旅行開始後のＩＣカード乗車券を他人から譲り受けて使用した場合

(2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合，またはＩＣ定期乗車券およびＩＣ企画乗車券の券面表示区間外の区間を乗車し，係員の承諾を受けずに出場した場合

(3) 記名ＰＡＳＭＯを記名人以外の者が使用した場合

(4) 券面表示事項が不明となったＩＣカード乗車券を使用した場合

(5) 使用資格，氏名，生年月日，性別，電話番号を偽って購入した小児用ＰＡＳＭＯを使用した場合

(6) 券面表示事項をぬり消し，または改変して使用した場合

(7) 当社の旅客営業規則等に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合

(8) 偽造，変造または不正に作成されたＩＣカード乗車券もしくはＳＦを使用した場合

(9) 旅客の故意または重大な過失によりＩＣカード乗車券が障害状態となったと認められる場合

(10) その他不正乗車の手段として使用した場合

（不正使用に対する旅客運賃・増運賃の収受）

第 21 条　前条の各号のいずれかに該当した場合，旅客営業規則の定めにより収受する 。

第 5 章　再発行・交換

（紛失再発行）

第 22 条　ＩＣＳＦ乗車券の紛失再発行の取扱いは，当社が定める申請書の提出を受け，ＰＡＳＭＯ取扱規則の定めるところにより行う。

２　ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券の紛失再発行の取扱いをする場合は，旅客から当社が定める申請書の提出を受けた後，次の各号の条件を満たす場合に限って，紛失したＩＣ定期乗車券

またはＩＣ企画乗車券の使用停止措置と再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」という。）を交付する。ただし，再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は，前項の取扱いをすることがある。

(1) 申請書を提出するときは，公的証明書等の呈示により，再発行を請求する旅客が当該ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券の記名人本人であることを証明できること

(2) 記名人の氏名，生年月日，性別の情報が㈱パスモのシステムに登録されていること

3　前項の規定により使用停止措置を行った当該ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券は，旅客が再発行整理票発行日の翌日から 14 日以内に次の第１号から第３号の条件を満たしたうえ，再発行を請求した場合に限って，当該ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券を再発行する。また，一体型ＰＡＳＭＯにおいては，次の第１号から第５号の条件を満たした場合に限って，ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券の機能を再発行する。

(1) 公的証明書等の呈示により，再発行を請求する旅客が当該ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券の記名人本人であることを証明できること。

(2) 再発行するＰＡＳＭＯに付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。

(3) 旅客が前項の規定により発行された再発行整理票を提出すること。

(4) 旅客が㈱パスモおよび提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。

(5) 旅客が㈱パスモからの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。

4　前項の規定により再発行の取扱いを行う場合，再発行するＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券１枚につき紛失再発行手数料 520 円を現金で収受する。なお，デポジットの取扱いおよび記名ＰＡＳＭＯの紛失再発行手数料はＰＡＳＭＯ取扱規則の定めによる。

5　第２項により使用停止措置を行った一体型ＰＡＳＭＯを使用していた旅客が，再発行整理票発行日の翌日以降に，定期乗車券または企画乗車券の再発行を請求した場合，次の各号に定める条件を満たした場合に限り再発行を行う。

(1) 定期乗車券については，当社が定める申請書を提出し，第３項第１号から第３号の条件を満たしたうえ，ＩＣカード乗車券以外の媒体により定期乗車券の機能のみを再発行する。

(2) 企画乗車券については，第３項第２号および第３号の条件を満たしたうえ，ＩＣカード乗車券以外の媒体により企画乗車券の機能のみを再発行する。

(3) 前各項の規定により再発行した定期乗車券または企画乗車券の取扱いは本規則によらないものとする。

(4) 第１号および第２号により，定期乗車券または企画乗車券を再発行した場合，第３項による再発行の取扱いを行った後には，定期乗車券または企画乗車券の機能を再発行しない。

6　当該ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券の使用停止の申し出を受けた後，これを取り消すことはできない。また，紛失したＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券が発見された場合に，当該ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

7　第２項から第４項までの取扱いを行った後に，紛失したＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券が発見された場合で，㈱パスモがＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券のデポジットを収受している場合，デポジットの取扱いはＰＡＳＭＯ取扱規則の定めによる。

（障害再発行）

第 23 条　ＩＣＳＦ乗車券の障害再発行の取扱いは，当社が定める申請書の提出を受け，ＰＡＳＭＯ取扱規則の定めるところにより行う。

2　ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券の障害再発行の取扱いをする場合は，旅客から当社が定める申請書の提出を受け，かつＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券を呈示したときに，再発行整理票を交付する。ただし，再発行する当日において定期乗車券または企画乗車券の有効期間が終了している場合は，前項の取扱いをすることがある。

3　前項の規定により再発行整理票が発行された当該ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券は，旅客が再発行整理票発行日の翌日から 14 日以内に次の第１号から第４号の条件を満たしたうえ，再発行を請求した場合に限って，当該ＩＣカード乗車券裏面に刻印されたものと異なるカード番号のＩＣカード乗車券を再発行する。また，一体型ＰＡＳＭＯにおいては，次の第１号および第３号から第７号の条件を満たした場合に限って，ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券の機能を再発行する。

(1) 旅客が前項により発行された再発行整理票を提出すること。

(2) 旅客が当該ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券を提出すること。

(3) 再発行するＰＡＳＭＯに付加されている定期乗車券または企画乗車券が当社で発売したものであること。

(4) 旅客が定期乗車券または企画乗車券の効力にかかる帳票の発行を受けた場合には，これを提出すること。

(5) 旅客が当該ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券を呈示すること。

(6) 旅客が㈱パスモおよび提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。

(7) 旅客が障害状態となった一体型ＰＡＳＭＯと㈱パスモからの再発行用の媒体にかかわる通知を呈示すること。

4　当該ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券の障害再発行の申し出を受け付けた後，これを取り消すことはできない、また，当該ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券を再発行用の媒体として使用することはできない。

5　次の各号のいずれかに該当する場合は，理由のいかんを問わず再発行の取扱いを行わない。なお，この場合，㈱パスモが当該ＩＣＳＦ乗車券のデポジットを収受している場合，デポジットの取扱いはＰＡＳＭＯ取扱規則の定めによる。

(1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合

(2) 旅客の故意または重大な過失によりＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券が障害状態となったと認められ，第 20 条第９号により無効となった場合

（ＰＡＳＭＯの交換および移替え）

第24条　当社および㈱パスモの都合により，旅客が使用しているＰＡＳＭＯを，当該ＰＡＳＭＯ裏面に刻印されたものと異なるカード番号のＰＡＳＭＯに予告なく交換することがある。なお，一体型ＰＡＳＭＯにおいては提携先の都合による場合を含む。

２　一体型ＰＡＳＭＯを使用する旅客が，有効期限の到来または登録されている個人情報の変更等により一体型ＰＡＳＭＯの交換をする場合の取扱いは，ＰＡＳＭＯ取扱規則の定めにより，㈱パスモおよび提携先交換用の一体型ＰＡＳＭＯの交付を受け，当社に，現在使用している一体型ＰＡＳＭＯと当該交換用のＰＡＳＭＯを持参し，かつ㈱パスモからの交換用の一体型ＰＡＳＭＯにかかわる通知を呈示し，ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券の機能を当該交換用の一体型ＰＡＳＭＯへ移し替える手続きをしなければならない。この場合，当社は，所定の機器により移し替える。

３　一体型ＰＡＳＭＯを使用する旅客が，現在使用している一体型ＰＡＳＭＯにおける記名ＰＡＳＭＯの機能，ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券の機能を，当社で発売できるＩＣカード乗車券に移し替える場合，当社が定める申請書を提出し，かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときは，ＰＡＳＭＯ取扱規則の定めにより一体型ＰＡＳＭＯの払い戻しおよびＩＣカード乗車券の発売を行ったものとして，所定の機器により当該ＩＣカード乗車券に移し替える。ただし，当該一体型ＰＡＳＭＯに付加された定期乗車券および企画乗車券の機能は，払い戻しをせずに当該ＩＣカード乗車券に移し替える。なお，一体型ＰＡＳＭＯにかかわる契約に別段の定めがあるときは，その定めによる。

４　第２項の交換または第３項の移替えを行った後，交換または移替え前の記名ＰＡＳＭＯ，ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券の機能停止の取り消しまたは機能の復元，移し替えた記名ＰＡＳＭＯ，ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券の機能の一部を別の一体型ＰＡＳＭＯへ移し替えることはできない。

（免責事項）

第25条　ＰＡＳＭＯの交換または再発行により，ＰＡＳＭＯ裏面に刻印されたものと異なるカード番号のＰＡＳＭＯを発行したことによる旅客の損害等については，当社はその責めを負わない。

２　紛失した記名ＰＡＳＭＯの払い戻しやＳＦの使用等で生じた旅客の損害については，当社はその責めを負わない。

３　一体型ＰＡＳＭＯについて，提携先に起因する旅客の損害または提携先のサービス機能にかかわる旅客の損害等については，当社はその責めを負わない。

４　この規則に定めのない，ＰＡＳＭＯを媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については，当社はその責めを負わない。

第６章　払い戻し

（払い戻し）

第26条　旅客が，ＰＡＳＭＯが不要となり，当社が定める申請書を提出したときは，ＰＡＳＭＯ取扱規則の定めにより払い戻しを行う。

２　旅客が，ＩＣ定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり，当社が定める申請書を提出し，かつ公的証明書等の呈示により当該ＩＣ定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は，定期乗車券の払い戻しを請求することができる。この場合，旅客営業規則に定める払い戻しを行い，定期乗車券の機能のみ消去して返却する。

３　旅客が，ＩＣ定期乗車券が不要となり，当社が定める申請書を提出し，かつ公的証明書等の呈示により当該ＩＣ定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は，旅客営業規則に定める払い戻しおよびＰＡＳＭＯ取扱規則に定める記名ＰＡＳＭＯの払い戻しを行う。この場合の払い戻し額は，定期乗車券の払い戻し額とＳＦ残額の合算額とする。

４　前項の払い戻しを行う場合の手数料は，ＩＣ定期乗車券１枚につき220円とする。ただし，定期乗車券の払い戻し額が手数料額未満のときは，その満たない額をＳＦ残額から充当する。なお，定期乗車券の払い戻し額とＳＦ残額の合算額が手数料額未満のときは，その合算額の同額を手数料とする。

５　旅客が，ＩＣ企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は次の各号のとおり取り扱う。

(1) 当該ＩＣ企画乗車券が記名ＰＡＳＭＯであった場合，当社が定める申請書を提出し，かつ公的証明書等の呈示により記名ＰＡＳＭＯの記名人本人であることを証明した場合は，企画乗車券の払い戻しを請求することができる。この場合，旅客営業規則等に定める払い戻しを行い，企画乗車券の機能のみ消去して返却する。

(2) 当該ＩＣ企画乗車券が無記名ＰＡＳＭＯであった場合，旅客の申告により旅客営業規則等に定める払い戻しを行い，企画乗車券の機能のみ消去して返却する。

６　旅客が，ＩＣ企画乗車券が不要となった場合は次の各号のとおり取り扱う。

(1) 当該ＩＣ企画乗車券が記名ＰＡＳＭＯであった場合，当社が定める申請書を提出し，かつ公的証明書等の呈示により記名ＰＡＳＭＯの記名人本人であることを証明した場合は，旅客営業規則等に定める払い戻しおよびＰＡＳＭＯ取扱規則に定める記名ＰＡＳＭＯの払い戻しを行う。この場合の払い戻し額は，企画乗車券の払い戻し額とＳＦ残額の合算額とする。

(2) 当該ＩＣ企画乗車券が無記名ＰＡＳＭＯであった場合，旅客の申告により旅客営業規則等に定める払い戻しおよびＰＡＳＭＯ取扱規則に定める無記名ＰＡＳＭＯの払い戻しを行う。この場合の払い戻し額は，企画乗車券の払い戻し額とＳＦ残額の合算額とする。

７　前項の払い戻しを行う場合の手数料は，ＩＣ企画乗車券１枚につき220円とする。ただし，企画乗車券の払い戻し額が手数料額未満のときは，その満たない額をＳＦ残額から充当する。なお，

企画乗車券の払い戻し額とＳＦ残額の合算額が手数料額未満のときは，その合算額の同額を手数料とする。

８　第１項の規定にかかわらず，第 24 条第３項に定める移し替えにより一体型ＰＡＳＭＯを払い戻す場合は，ＰＡＳＭＯ取扱規則の定めによる手数料は収受しない。

第７章　特殊取扱

（ＰＡＳＭＯの変更）

第 27 条　旅客が無記名ＰＡＳＭＯを差し出して，記名ＰＡＳＭＯへの変更を申し出た場合は，ＰＡＳＭＯ取扱規則の定めによりＰＡＳＭＯの変更を行う。なお，ＰＡＳＭＯ取扱規則の定めにより，記名ＰＡＳＭＯから無記名ＰＡＳＭＯへの変更はできない。

２　旅客がＰＡＳＭＯ取扱規則の定めによる有効期間満了後の小児用ＰＡＳＭＯを差し出して，大人用ＰＡＳＭＯへの変更を申し出た場合は，ＰＡＳＭＯ取扱規則の定めによりＰＡＳＭＯの変更を行う。

（同一駅で出場する場合）

第 28 条　旅客は，ＩＣＳＦ乗車券を使用して入場した後，任意の駅まで乗車し，出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は，実際乗車区間の普通旅客運賃を支払い，当該ＩＣＳＦ乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。ただし，旅客が，ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券を使用する場合の取扱いは次の各号に定めるとおりとする。

(1) 有効期間内で券面表示区間内から入場した後，券面表示区間外の任意の駅まで乗車し，出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は，別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い，当該ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(2) 券面表示区間外の駅または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の終了日の翌日以降において入場した後，任意の駅まで乗車し，出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は，実際乗車区間または別途乗車となる区間の普通旅客運賃相当額を支払い，当該ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券の発駅情報の消去処理を受けなければならない。

２　次の各号により入場し，乗車せずに同一駅で出場する場合は，当該入場駅の入場料金を支払い，発駅情報の消去処理を受けなければならない。

(1) ＩＣＳＦ乗車券を使用して入場した場合

(2) ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券を券面表示区間外の駅または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降に使用して入場した場合

（列車の運行不能の場合の取扱方）

第 29 条　ＩＣ定期乗車券またはＩＣ企画乗車券を所持し，その乗車券の有効期間内に券面表示区間内を乗車する旅客が，改札機等による改札を受けた後，列車が運行不能となった場合，付加されている乗車券については旅客営業規則等に定める取扱いによる。

２　旅客が次の各号のいずれかに当てはまるＩＣカード乗車券を所持し，改札機等による改札を受けた後，列車が運行不能となった場合は，第３号イまたロの取扱いを選択のうえ請求することができる。

(1)　ＩＣＳＦ乗車券

(2)　ＳＦをチャージした券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降のＩＣ定期乗車券

(3)　ＳＦをチャージした券面表示区間外または券面表示の有効期間の開始日前もしくは有効期間の満了日の翌日以降のＩＣ企画乗車券

イ　発駅まで無賃送還をするとき

乗車区間の旅客運賃は収受せず，無賃送還後，発駅での出場時に当該ＩＣカード乗車券の発駅情報の消去処理を行う。ただし，無賃送還中の途中駅で下車した場合は，次号に定める取扱いを適用する。

ロ　発駅に至る途中駅まで無賃送還したときまたは当該駅で旅行を中止したとき

発駅から途中駅または当該駅までの片道普通旅客運賃相当額を，途中駅または当該駅においてＩＣカード乗車券のＳＦ残額から減額する。

第８章　ＩＣカードの相互利用

（ＩＣカード等の相互利用）

第30条　㈱パスモが相互利用を行う以下のＩＣカード等については，第３条第１項第１号に定めるＩＣカード乗車券として取り扱うこととし，本規定を準用する。

(1)　東日本旅客鉄道㈱が発行する「Ｓｕｉｃａ」（Ｗｅｌｃｏｍｅ　Ｓｕｉｃａを含む）

(2)　東京モノレール㈱が発行する「モノレールＳｕｉｃａ」

(3)　東京臨海高速鉄道㈱が発行する「りんかいＳｕｉｃａ」

(4)　北海道旅客鉄道㈱が発行する「Ｋｉｔａｃａ」

(5)　㈱名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」

(6)　㈱エムアイシーが発行する「ｍａｎａｃａ」

(7)　東海旅客鉄道㈱が発行する「ＴＯＩＣＡ」

(8)　㈱スルッとＫＡＮＳＡＩが発行するＩＣカード

(9)　西日本旅客鉄道㈱が発行する「ＩＣＯＣＡ」

(10)　福岡市交通局が発行する「はやかけん」

(11)　㈱ニモカが発行する「ｎｉｍｏｃａ」

(12)　九州旅客鉄道㈱が発行する「ＳＵＧＯＣＡ」

２　前項で定める一部のＩＣカード乗車券について，ＩＣカード乗車券を処理する機器で使用できない場合がある。

3　第１項に定めるＩＣカード乗車券において，この規則に定めのない事項については，法令，当社の旅客営業規則等および第１項に定める各ＩＣカードを発行する事業者の規則（以下「ＩＣカード発行事業者規則」という。）の定めるところによる。

（ＩＣカードの相互利用において取扱わない業務）

第 31 条　前条の規定にかかわらず，次の各号に定めるＩＣカード乗車券においては，それぞれ各号に定める取扱いは行わない。

(1) 前条第１項第１号から第３号に定めるＩＣカード乗車券について

イ　第 11 条（発売）

ロ　第 13 条第４項（ＳＦ残額の確認）

ハ　第 18 条第２項（再印字）

ニ　第 19 条第２項（記名ＰＡＳＭＯの個人情報変更）

ホ　第 22 条（紛失再発行），ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。

ヘ　第 23 条（障害再発行），ただし本条に定める再発行整理票交付手続きは行う。

ト　第 24 条（ＰＡＳＭＯの交換および移替え）

チ　第 26 条（払い戻し）

リ　第 27 条（ＰＡＳＭＯの変更）

(2) 前条第１項第４号から第 12 号に定めるＩＣカード乗車券について

イ　第 11 条（発売）

ロ　第 13 条第４項（ＳＦ残額の確認）

ハ　第 18 条第２項（再印字）

ニ　第 19 条第２項（記名ＰＡＳＭＯの個人情報変更）

ホ　第 22 条（紛失再発行）

ヘ　第 23 条（障害再発行）

ト　第 24 条（ＰＡＳＭＯの交換および移替え）

チ　第 26 条（払い戻し）

リ　第 27 条（ＰＡＳＭＯの変更）

（相互利用におけるＩＣカード発行事業者規則に基づく取扱い）

第 32 条　次の各号の取扱いについては第 30 条第１項に定めるＩＣカード発行事業者において，ＩＣカード発行事業者規則の定めるところにより取り扱う。

(1) 第７条に定める個人情報の取扱い

(2) 第 20 条により無効となったカードの取扱い

附則

この規則は，2025 年４月１日から施行する。